

平成22年 No.48

全学フォーラムの開催に関する要項を次のように制定する。

制定理由

本学の全学フォーラムに関して、必要な事項を定めるものとする。

承認経過

平成22年11月17日 役員会 審議・承認

全学フォーラムの開催に関する要項を次のように制定する。

平成22年11月18日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

全学フォーラムの開催に関する要項

(目的)

第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年3月17日規程第13号）第10条に規定する職員（以下単に「職員」という。）が、全学的に取り組むべき課題について、認識を共有し、意見を交換し、議論を深める場として、全学フォーラムを置く。

(開催)

第2条 学長は、毎年4月と10月に定期的に全学フォーラムを開催するほか、必要に応じて、臨時に開催するものとする。

(議題)

第3条 全学フォーラムは、次に掲げる事項について議論する。

- (1) 本学を取り巻く最近の情勢
- (2) 本学の年度計画の周知と進捗状況の確認
- (3) その他本学に関わる重要な事項

(対象)

第4条 全学フォーラムは、本学のすべての職員を対象とする。

(庶務)

第5条 全学フォーラムの庶務は、総務部総務課が処理する。

(要項の改廃)

第6条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(運営の細目)

第7条 この要項に定めるもののほか、全学フォーラムの運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年11月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。